

疎スルニ至リタリ

(1) 十四日分ノ解雇手当ヲ給スルコト

(2) 筆議費用トシテ金一封(内容ハ金二百五十圓)ヲ

贈ルコト

(3) 現金ハ十四日給与ス

右及申(通)報候也



三一九一三三一

70

勞務六。四號

昭和四年三月二十日

警視總監 宮田光雄

423.22
429

内務大臣 望月圭介 殿

社會局長 官 殿

京都大阪神奈川

各府縣 知事 殿

村田文泉閣工場勞働爭議發生ノ件(第一報)

要旨……村田文泉閣工場優業員一九九名ハ昨十日、待過改善要求書ヲ提出シ、全部拒絶セラル、又令其同業優業員ヲ決定シ、同業出資力協同會設立

右様兼初ノ模様アリ候儀ナリ